

2014年7月4日
弁護士 栗原 正一

NTLO REVIEW 「改正会社法のポイント」(2014.6)

2014年6月20日、「改正会社法」が参院本会議で可決・成立しました。公布の日から計算して1年6月内の政令で定める日から施行する(附則1条)とされていますが、2015年4月に施行する見通しと報道されています(日本経済新聞2014年6月21日)。

改正会社法の主なポイントは、以下のとおりです。

1. 社外取締役を置いていない場合の理由の説明(327条の2)

事業年度の末日において監査役会設置会社(公開会社であり、かつ大会社に限る)であって、有価証券報告書を提出する会社が社外取締役を置いていない場合には、「当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当ではない理由を説明しなければならない」とされました。ここでのポイントは、「社外取締役を置くことが相当ではない理由」とされ、「置く必要がないこと」の理由とは規定されていない点です。すでに、社外取締役は東証1部上場企業の約74%において選任されているなど、多くの企業では導入が進んでいます。このような状況に鑑みますと、「置くことが相当ではない理由」の説明には相応の困難が伴うことも予想されます。説明は、省令の改正により、事業報告において為されることになると思われますが、株主総会会場における株主からの質問に対する準備も必要です。

なお、同条には経過措置が設けられておりませんので、来年3月までに改正法が施行された場合には、6月開催の定時株主総会から説明が必要となります。また、4月以降の施行となった場合でも、6月開催の総会において社外取締役を選任しない場合には、総会会場の株主からの質問が予想されます。

2. 社外取締役及び社外監査役の要件の厳格化(2条15号、同16号)

社外取締役・社外監査役(以下、社外役員)の要件に、当該会社の親会社等の取締役等でないこと及び当該会社の取締役等の近親者でないこと等の要件が追加されました。ポイントは、「親会社等の・・・使用人でないこと」が追加された点です。従って、親会社の社員が、子会社の「社外」役員として就任することは認められないこととなります。

なお、社外役員の実任には経過措置が設けられており、改正法の施行の際に旧会社法の規定により選任されている社外役員については、改正法の施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、社外性の要件を満たしているとされています(附則4条)。

3. 多重代表訴訟制度の新設（847条の3）

完全親会社の株主が、代表訴訟により、完全親会社の取締役等の責任だけでなく、その完全子会社の取締役等の責任を追及することができる制度（多重代表訴訟）が新設されました。主な要件は、①完全親子関係（完全親会社とは、株式会社の発行済株式の全部を有する株式会社等）が存在すること、②6か月前から引き続き、最終完全親会社等（当該会社の完全親会社等であって、その完全親会社等がないもの）の議決権の100分の1または発行済株式の100分の1以上を有する株主であること、③責任原因事実の発生した日において、最終完全親会社等が保有する当該会社の株式の帳簿価格が総資産額の5分の1を超えること、などとされています。

4. 特別支配株主の株式等売渡請求制度の創設（179条等）

特定支配株主（株式会社の総株主の議決権の90%以上を有する株主等）は、株主全員に対して、株式の全部を特定支配株主に売り渡すことを請求できる、とする制度が創設されました。「キャッシュ・アウト」と呼ばれる制度の一つであり、この制度の創設の影響は大きいと思われます。

5. その他

(1) 監査等委員会設置会社の新設

株式会社の新たな機関設計として、「監査等委員会設置会社」が創設されました。この会社では、監査等委員である取締役は3人以上で、その過半数を社外取締役として監査等委員会を構成することになります。この制度を導入するメリットとしては、取締役会の決議によって一部の重要な業務執行の決定について、取締役に委任できる旨を定款で定められる、とされている点にあります（399条の13第6項）。

(2) 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定（344条）

監査役（会）設置会社においては、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査役（監査役会）が決定することになりました。

(3) その他

詐害的な会社分割等における債権者の保護、組織再編等における差止請求制度の拡充、組織再編等における株式買取請求制度の見直し等について、改正がなされています。

以上